

平成28年8月19日

被疑者等と弁護人の秘密交通権侵害に関する会長声明

千葉県弁護士会

会長 山村清治

第1 声明の趣旨

- 1 検察官が秘密交通権を侵害した行為について違法とした裁判所の判断を評価する。
- 2 捜査機関に対し、被疑者等と弁護人に保障された秘密交通権を侵害することのないよう、強く求める。

第2 声明の理由

1 はじめに

平成24年5月、検察官が、被告人と弁護人間の接見内容が一部記載されたノート（以下、「本件ノート」という。）及び被告人が弁護人宛てに書いた信書の草稿等を含む便せん（以下、「本件便せん」という。）等について、裁判直前に被告人から任意提出を受ける事案が発生した。

そこで、当会会員である南川、岩永両弁護人は、かかる検察官の行為が弁護人固有の秘密交通権を侵害する違法な行為に当たるとして、国家賠償請求訴訟を提起した（以下、「南川・岩永国賠」という。）。

2 南川・岩永国賠の第一審判決について

第一審である千葉地方裁判所平成27年9月9日判決は、検察官が本件ノートの任意提出を受けた行為について、社会通念上相当と認められ、違法な行為に当たらないが、本件便せんの任意提出を受けた行為について、被疑者等と弁護人との間の信書の発受が、接見による意思疎通等を補完する手段として用いられ、その内容は被疑者等の防御に関わる事項についての意思疎通等に及ぶことが当然に予定されるから、接見内容を取調べで網羅

的に聴取することに比肩するものといわざるを得ず、捜査活動として社会通念上相当性を欠き違法であると判示した。その上で、同判決は、本件便せんの任意提出を受けた行為につき検察官の過失を認め、弁護人らの損害賠償請求を一部認容した。

3 南川・岩永国賠の控訴審判決について

一方、控訴審である東京高等裁判所平成28年7月14日判決（以下、「控訴審判決」という。）は、第一審で違法性が否定された本件ノートの任意提出について、次のとおり判示した。

「捜査機関が身柄拘束中の被疑者等から日記の任意提出を受ける行為は、接見の内容についての弁護人等の秘匿利益を侵害するおそれが高い行為であり、かつ、秘匿利益の重大な侵害に至るおそれがある行為というべきである。したがって、捜査機関が身柄拘束中の被疑者等から日記の任意提出を受けるに当たっては、日記中に弁護人との接見の内容等に関する記載があるかどうかを被疑者等に尋ねるなど、被疑者等と弁護人等の秘匿利益を侵害することのないように適切に配慮すべき注意義務があると解するのが相当である。」

その上で、控訴審判決は、検察官が本件ノートの任意提出を受けた行為について、その結果、被告人と弁護人らとの接見の内容の一部が検察官の知るところとなって、弁護人らに、その後の被告人の防御や被告人との接見における意思疎通等に関し不安を抱かせるに至ったことに鑑みると、捜査活動として社会通念上相当なものであったと認められず違法と判示した。また、控訴審判決は、かかる行為について検察官の過失も認めた。

このように、控訴審判決は、第一審で違法と認定されていた本件便せんの任意提出に加えて、本件ノートの任意提出についても違法であると進めて判断した。この判決は双方が上告することなく確定した。

以上の千葉地方裁判所及び東京高等裁判所の両判決は、検察官が秘密交通権を侵害した行為について正しく違法と判断したものであって評価すべきものである（ただし、両判決とも、秘密交通権について、捜査権の行使との調整を行う余地を残している点などの問題も有している。）。

4 まとめ

捜査機関が、被疑者等と弁護人に保障された秘密交通権を侵害し、その結果、弁護人の弁護活動に支障が生じ、ひいては、被疑者・被告人の防御権の保障が損なわれるような事態は、絶対にあってはならない。既に当会の平成24年6月28日付け「秘密交通権の侵害事例に抗議すると共に秘密交通権の尊重を求める意見書」で述べたとおり、捜査機関において被疑者等と弁護人間での秘密交通権の尊重こそが求められる。

そこで、当会は、検察官が秘密交通権を侵害した行為について違法とした点で裁判所の判断を評価するとともに、本国賠訴訟判決を契機として、捜査機関に対し、被疑者等と弁護人に保障された秘密交通権を侵害することのないよう、強く求める次第である。

以上